

「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」及び

「たまかわくらしワークスタイルサポート体制構築事業」業務委託プロポーザルに係る質問及び回答

項目	質問	回答
「たまかわくらしサポートセンター機能向上事業」について	(1) 実施事業の中に「センターPR用チラシ作成・印刷費」がありますが、印刷物の印刷面は片面のみでしょうかそれとも両面でも問題ないでしょうか。	片面・両面は指定しません。センターの業務や役割を関係機関や移住希望者等にわかりやすく伝えるための内容を網羅し、適切な文章や画像の量により提案してください。
	「SNS 管理業業務」に関して、新しくアカウントを作りたいでしょうか、それとも既存にあるものを使うのでしょうか。	新規で取得するか既存のアカウントを使用するかは指定しません。 なお、玉川村の移住関連のSNSアカウントとしては以下があります。 フェイスブック： <a href="https://www.facebook.com/staytamakawa">https://www.facebook.com/staytamakawa</a> インスタグラム： <a href="https://www.instagram.com/stay.tamakawa/">https://www.instagram.com/stay.tamakawa/</a> ただし、既存のアカウントを使用する場合には、村及び「『たまかわくらし体験住宅整備事業』及び『たまかわくらし体験住宅を活用した移住者支援事業』業務委託」の受託者と協議の上、決定します。
	・(2)移住促進イベントへの出展事業の項目にて、「村単独イベント「(仮称)たまかわくらしセミナー」の出展に係る業務」がありますが、これの出展料は発生するのでしょうか。 ・仮に発生する場合の出展料支払いは委託料より拠出することになるのでしょうか。 ・またその場合の出展料金額もお教えいただけます。 ・なお上記出展に際し、開催1回につき最低出展日数の指定はございますか。	出展料は発生しませんが、提案において必要な経費は見積書に記載してください。 出展1回につき、最低出展日数は1日です。なお、1日の開催時間の指定はありませんので、より効果的と考える日数や時間数を提案してください。